

英国 - 企業内転勤ビザの申請手続きと費用

英国の企業内転勤ビザ (Intra-Company Transferee: ICT) には、英国の子会社又は関連会社に転勤する海外企業の専門技術者が適用されます。このビザにより、国際企業は外国人従業員を英国に一時的に派遣することができることになりました。

英国の企業内転勤ビザには 2 種類があります。

1. 国際企業内転勤者 (The Intra-Company Transfer Route):
海外で勤務している従業員を英国に派遣して専門の仕事を就労させる場合
2. 国際企業内新卒研修者 (The Intra-Company Graduate Trainee Route)
海外の新卒研修者を英国に派遣して研修を受けさせる場合

一般的に、ICT ビザは、所定の要件に該当する英国会社 (雇用主) 及びその外国人従業員の両方が申請可能です。

所定の要件とは、種類に応じる最低賃金要件に該当したり、英国会社 (雇用主) は有効なスポンサーライセンスを持ったり、申請者は英国で適格な仕事に就労したりすることなどです。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 申請サービスと費用

当事務所が英国の企業内転勤(Intra-Company Transferee)ビザ申請を代行するサービス費用は、2,800 ポンドとなります。同行家族ビザの申請代行サービス費用は、1 人あたり 1,000 ポンドとなります。サービスには以下の内容が含まれています。

- (1) 企業内転勤ビザ申請についてアドバイスを提供
- (2) ビザ申請書類一覧表を作成、書類準備をサポート
- (3) お客様(申請者と雇用主)の申請書類を審査
- (4) 必要に応じて委任書、申告書、申請書を作成
- (5) 申請提出前にお客様を詳細に評価
- (6) 英国ビザ移民局(UKVI)に企業内転勤ビザのオンライン申請を提出
- (7) 必要に応じてビザ申請センターと予約
- (8) ビザ申請について UKVI と連絡
- (9) 申請の進捗状況を申請者に報告
- (10) 入国前のビザチェック

備考:

- (1) 上述の費用には政府手数料が含まれていません。
- (2) 英国ビザ移民局は必要に応じて優先対応サービスを提供することができますが、240~800 ポンドの追加手数料を別途請求します。優先対応の場合、申請は 1 営業日又は 5 営業日以内に処理できます。
- (3) 上述の費用には書類の郵便料、翻訳料、公証料(発生する場合)が含まれていません。
- (4) 上述の費用には事業計画書の作成料金が含まれていません。事業計画書作成サービスが必要な場合、当事務所にお問い合わせください。
- (5) 上述の費用には書類の翻訳料金が含まれていません。書類翻訳サービスが必要な場合、当事務所にお問い合わせください。

以下の政府手数料は、英政府が各資格のビザに対する費用であり、あくまでも参考用です。

ビザの種類	英国国外からの申請 (1 人あたり)	英国国内からの申請又は延期申請 (1 人あたり)
国際企業内転勤者(3ヶ月以内)	610 ポンド	704 ポンド
国際企業内転勤者(3ヶ月超)	1,220 ポンド	1,408 ポンド
国際企業内新卒研修者	482 ポンド	482 ポンド

2. 支払方法

お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

お客様は当事務所又は啓源グループのメンバー会社の中国本土増値税発票又は台湾営業税発票が必要な場合、当事務所は現地の税法によって増値税又は営業税を別途請求します。

3. 申請資格

企業内転勤ビザを取得するためには、次の要件に該当する必要があります。

英国の国際企業内転勤ビザの受益者

- (1) 派遣元に連続して 12 ヶ月又は 3 ヶ月(新卒研修生の場合)勤務すること。勤務時間は給与及びビザの種類によってこととなります。具体的には以下の通りです。

ビザの種類	年休	海外雇用主での勤務時間
国際企業内転勤者	73,900 ポンド未満	12 ヶ月
国際企業内転勤者	73,900 ポンド以上	制限なし
国際企業内新卒研修者	非適用	3 ヶ月

- (2) 英国内務省からのスポンサーライセンスを持っている英国会社に雇われていること。
- (3) スポンサーライセンスを持っている者からスポンサーシップ証明書(Certificate of Sponsorship: CoS)を取得すること。
- (4) RQF レベル 6 の技能職に就いていること。
- (5) 職業リスト(詳細はこちら)に掲載されている仕事を英国で行っていること。
- (6) 国際企業内転勤ビザの最低給与要件である 41,500 ポンド、又は新卒研修者の最低給与要件である 23,000 ポンドに該当すること。
- (7) 本人と家族の英国での生活費を負担する十分な資金を持っていること。

英国雇用主

- (1) 各外国人従業員にスポンサーシップ証明書(電子記録)を発行すること。
- (2) スポンサーライセンス(Sponsorship Licence)を持っていること。
- (3) 受益者を監視・管理する適切なシステムを備えていること。
- (4) ATAS(Academic Technology Approval Scheme)証明書を保有していること(詳細はこちら)。

備考:

英国ビザ移民局(UKVI)は、提出された申請書、添付書類を審査します。UKVI は、受益者が信頼でき、職務を遂行できる人物であることを確認するため、英国の雇用主を訪問する場合があります。

4. 必要書類

企業内転勤ビザを申請するためには、以下の情報や書類が必要です。

- (1) スポンサーシップ証明書の番号(雇用主が提供する)
- (2) 身分や国籍がわかる従業員(申請者)の有効なパスポート(又は類似するその他の書類)
- (3) 従業員の役職、年収を証明する書類
- (4) 従業員の職業コード(詳細はこちら)
- (5) 雇用主の名称、スポンサーライセンス番号(Cos と同じ)
- (6) 本人と家族の英国での生活費を負担する十分な資金を持っていることを証明する書類(例えば、主要申請者の銀行口座残高証明書には 1,270 ポンドの残金が示されています。ただし、雇用主のスポンサーシップ証明書の内容には従業員への生活支援が明記されている場合、この限りではありません。詳細はこちら)
- (7) (申請者の同行家族は申請者と合わせて申請を提出する場合)家族関係を証明する書類
- (8) (所定の国・地域から英国に赴任する場合)結核検診結果
- (9) 英国国外で海外の雇用主に雇われていた証明書類(給与明細書、銀行取引明細書、ビルディング・ソサエティの明細書、通帳など)
- (10) (新卒研修者の場合のみ)研修の詳細
- (11) (申請者の仕事に博士号以上の学位が必要な場合、又はデリケートなテーマの研究に就く場合)有効な ATAS 証明書

備考:

- (1) 全ての書類は原本が必要です。写しは認められません。
- (2) 全ての書類は、英語又はウェールズ語で表記される必要があります。そうでない場合は、認定されている翻訳機関によって翻訳される英訳が必要です。
- (3) 書類の原本及び英訳は、英国内務省によって承認されなければなりません。

5. 申請手続きと所要時間

英国内務省は、全ての書類を受け取ってから 4~6 週間以内に申請手続きを処理し完了します。処理時間は、ビザの受益者の個人的な状況及び複雑さ、提出書類が申請者の資格を証明できるか否かによって異なります。

英国ビザ移民局(UKVI)は必要に応じて優先対応サービスを提供することができますが、240~800 ポンドの追加手数料(申請の場所によって異なる)を別途請求します。優先対応の場合、申請は 1 営業日又は 5 営業日以内に処理できます。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com